

## 消費者行政の充実に向けた取り組み

—八王子市消費生活条例、八王子市消費生活基本計画の策定を通じて—

八王子市市民部消費生活センター 課長補佐兼主査 福田 秀之

### はじめに

近年、高度情報通信社会の進展、規制緩和、国際化など消費者を取り巻く社会環境の変化を背景に、多種多様な商品やサービスが提供されるとともに、インターネットでの商品の売買や契約が可能となるなど、商品やサービスをはじめ、売買の方法など、消費に関するあらゆる選択肢が拡大し、消費者の利便性は向上している。一方で、商品・サービスの取引形態の複雑化・多様化や、消費者と事業者との情報力・交渉力の格差が存在することにより、消費者が悪質商法などの被害に遭うリスクが高まっている。そのような中、携帯電話・インターネット利用によるITトラブルや、消費者の知識不足や判断不足につけ入るような、悪質商法や振り込め詐欺など様々な事案が発生しており、高齢者をねらった悪質商法による被害も後を絶たない。

かつて、消費者行政は、消費者を事業者に比べ知識や情報、交渉力において不利な立場にある、保護の対象として捉え、事業者を業法等に基づき規制するとともに、弱い立場にある消費者に対しては情報提供や相談対応などを行う形で展開されてきた。しかし、前述の背景のもと、消費者行政が担うべき役割も大きく変化し、これまでの、消費者を「保護の対象」として捉えた取り組みに加えて、消費者の被害を予防するとともに、消費者が複雑化・多様化した取引形態を十分に活用することができるよう、事業者との情報力・交渉力などの格差を是正し、消費者が自らの利益を確保するため必要な情報を収集するなど、「自立した権利の主体」として、自主的かつ合理的な行動ができるよう、消費者教育を充実する必要性が高まっている。

本市では、教育・啓発の拠点として位置づけられる生涯学習センター（通称クリエイトホール）（注1）地下1階に消費生活センターを設置し、土曜日を含む週6日、来所・電話による相談対応（注2）や市民・事業者に対する情報提供・啓発、各種団体への支援等を行っているほか、児童館との連携事業や、学校や町会・自治会で出前講座を実施するなど、都内でも先駆的な取り組みを実施している。本稿では、本市の消費者行政を充実させる土台となった八王子市消費生活条例（以下、条例という）及びそれに基づく八王子市消費生活基本計画（以下、基本計画という）の策定に焦点を当て、その背景にある考え方や経緯、効果等について報告する。

### 1. 消費者行政を取り巻く環境の変遷

本章では、消費者行政に対する国や本市の取り組み等について、その変遷をたどる。これは後で述べる、条例及び基本計画の策定に至った背景やその必要性を理解する上での基礎として紹介するものである。

昭和30年代の高度成長を背景に、大量生産、大量販売、大量消費という経済構造が拡大していく中、食品への有害物質の混入や欠陥商品による消費者被害が頻繁に発生するなど、消費者問題が社会問題として顕在化したことから、国は消費者保護のため、事案に応じた個別の法律を制定（1960（昭和35）年の薬事法制定、1961（昭和36）年の割賦販売法制定など）するなどの対応を行っていたが、消費者保護対策の総合的な推進を実施する必要性が高まったことから、1968（昭和43）年5月30日、消費者保護基本法が制定された。

こうした動きを受けて、本市では1968（昭和43）年7月13日に、当時の経済部商工観光課商工係の所掌事務に、「消費者保護対策に関すること」を加え、市としての取り組みを開始した。

その後、1971（昭和46）年11月13日には、専任組織として経済部商工観光課に消費経済係を設置し事業の拡充を図ってきたが、1976（昭和51）年12月16日には、消費者センター設立に関する請願書が市議会にて採択されるなど、更なる消費者保護の充実を求める声が高まり、これに応える形で1977（昭和52）年7月5日に、八王子市八幡町の安藤物産第2ビル4階に消費者行政の拠点として、「学習、活動の基地に」をテーマに掲げ、現在の消費生活センターの前身である消費者センターをオープンした。1978（昭和53）年3月の時点で、都内の市町村で消費者センター（消費生活センターなど自治体により名称は異なる）を設置していたのは、本市を含めて4市町のみであり、全国でも3,000を超える市町村の中、80市町しか設置していなかったことを鑑みると、当時としては先進的な取り組みであった。消費者センターでは、以後約33年にわたり、同地で市民の皆様の消費生活向上を目指し、消費者相談業務及び消費者教育、啓発支援活動等の充実努めることとなる。

時代が平成へと移り、経済社会情勢が大きく変化してくると、消費者行政には消費者の保護に加え、消費者が必要とする情報の提供や消費者教育の機会の確保など、消費者の自立に向けた支援が求められるようになり、国はこれに対応するため、2004（平成16）年6月2日に消費者保護基本法を改正し、新たに消費者基本法を制定した。これにより、消費者行政の大きな柱として「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」が据えられることとなった。さらに、2009（平成21）年9月1日には、消費者目線の様々な行政分野をまたいだ消費者行政を実施するため、消費者庁が設置され、併せて消費者安全法が施行された。

これらの情勢を踏まえ、本市は2011（平成23）年3月に消費者センターをJR八王子駅前の生涯学習センター（通称クリエイトホール）に移転させた。これは、単に利用者の利便性向上を目的としたものでなく、図書館や学習室などが同一建物内に設置されており、相談者だけでなく幅広い市民に対し効果的な周知・啓発を行うことができることや、本市における教育・啓発の拠点である同所への移転により、様々な所管との連携による消費者教育の充実を図ることができるなど、時代の変化に対応した消費者行政の充実を見据えたものである。2011（平成23）年4月1日には条例を施行し、「八王子市消費者センター」から「八王子市消費生活センター」に名称変更するとともに、土曜日の相談業務対応の拡充など、更なる事業展開を図っている。

このように、本市では、消費者を取り巻く社会環境や、これに対応する国等の動向といった、消費者行政を取り巻く環境の変化を積極的に捉え、消費者行政の充実に向けたきっかけとし、業務改善へと結びつけてきた。こうした消費者行政に対する取り組み姿勢が、次章から詳しく述べる条例、基本計画の制定へとつながっていくのである。

## 2. 八王子市消費生活条例について

消費者行政の実施にあたり、条例を制定している自治体は都内にあっても未だ少数である（注3）。そのような中、本市では条例を制定することにより消費生活センターの業務や消費生活相談員の配置等、これまでに行ってきた様々な取り組みを明文化するとともに、更なる充実へとつなげることができた。本章では、条例制定の背景や経過、条例の特色等について整理する。

### （1）条例制定の背景

既に述べたように、消費者を取り巻く社会環境の変化に対応するため、国は消費者庁の設置や消費者基本法、消費者安全法などの法整備を行い、消費者を「保護の対象」から「自立した権利の主体」としてとらえ、消費者の権利の尊重と自立の支援は国及び地方公共団体の責務であることを明確にした。

この中で、消費者の日常生活に最も身近な地方公共団体には消費者が安全、安心で豊かな消

費生活が送れるよう、消費生活相談体制の充実、消費者教育・啓発活動の推進など、消費者行政の充実・強化を積極的に図ることが求められた。

また、2009（平成 21）年からは地方消費者行政活性化交付金により都道府県に消費者行政活性化のための基金を設置し、消費生活センターの設置・拡充などの地方公共団体への取り組み支援を開始した。

こうした状況を、市民に最も近い自治体として、被害の予防に向けた消費者教育の充実や、市民意見を反映した消費者行政の推進といった取り組みを加速させる好機として積極的に捉え、多摩地域の自治体をリードしていくという意識から、本市では国、東京都、関係機関等と更に連携し、現在の時代背景にある課題を包括しつつ、複雑で多様化する市民ニーズに応えられる事業の取り組みを展開することが必要であると認識し、積極的に消費者行政を行うための条例制定へとつなげていった。

## （２）条例制定の経過と特色

条例制定にあたっては、条例素案のパブリックコメントを 1 ヶ月間実施し、いただいた幅広い内容のご意見を反映させ、2010（平成 22）年 12 月 15 日に公布、2011（平成 23）年 4 月 1 日に施行へと至った。

この条例は、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とし、消費者の権利を尊重し、消費者の自立を支援することを基本としている。特徴としては、基本計画、消費生活センター、消費生活審議会、消費生活啓発推進委員などを条例に位置づけたことである。これにより、これまでに行ってきた様々な取り組みを明文化することで条例の裏付けを持たせるとともに、市の責務として消費者行政の推進に取り組むことを明確に示し、更なる充実を目指すこととした。

具体的には、

- ① 消費生活の指針となる基本計画の策定を市が行う旨明記
- ② 市民意見を消費者行政に反映させるため、基本計画策定に向けた市長の附属機関として消費生活審議会を設置する旨明記
- ③ 明文化されていなかった消費生活センターの業務内容及び相談員の配置について明記
- ④ 永年尽力いただいた、市民委員の消費者センター運営委員を新たに消費生活啓発推進委員としてその位置づけを明記
- ⑤ 事業者の不適正な取引行為を禁止などである。

また、消費者団体の活動や市民の研究に対する支援を市の役割として明記し、行政による消費者教育だけでなく、消費者の自立に向け、市民等の自主的な教育活動についても積極的に推進していく姿勢を明確にした。

条例の施行に合わせ、2011（平成 23）年度からは課長級である主幹職が配置され、さらに 2013（平成 25）年 8 月 26 日付の組織改正で、消費生活センターは課として位置づけられた。都内で課として消費者行政を専門に所管しているのは、世田谷区と本市だけであるが、これも条例という力強い後ろ盾があったことによるものと考えられる。

こうした体制の充実により、相談員のスキル向上に向けた取り組みや、消費者教育イベントや小学校や町会・自治会での出前講座の開催といった新たな取り組みを行うことが可能となるなど、条例の制定は本市の消費者行政をさらに発展させる良い契機となった。

## 3. 基本計画について

条例では、基本計画の策定について、次のように定めている。

(消費生活基本計画)

第7条 市長は、市が実施する消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、八王子市消費生活基本計画（以下「消費生活基本計画」という。）を策定しなければならない。

出所：八王子市消費生活条例より抜粋

基本計画の策定を条例により義務付けたことは、都内の区市町村では初めてのことであり、そこには、単に理念や組織の位置づけを行うだけにとどめることなく、実効性のある条例とするという意図があった。ここでは、基本計画策定の背景や経過、基本的な考え方等について述べる。

### (1) 基本計画策定の背景

消費者を取り巻く環境の変化により、消費者の保護に加え、消費者自らが必要な知識を修得し情報を得られるよう、消費者の自立に向けた取り組みが必要となっていることは、既に述べたとおりである。また、基礎自治体である本市が消費者行政を実施していくにあたっては、地域の実情に応じ、市民の声を反映させた取り組みとすることが重要である。さらに、消費者教育は幼少期から高齢になるまで、全ての市民に対して行う必要があることから、庁内外と連携した全市的な取り組みが必要となる。

そこで、条例で示した消費者行政のあるべき姿の実現に向け、本市の特性を踏まえた上で必要な取り組みを推進し、庁内外の連携体制を構築することを目的に、条例に規定した基本計画を策定することとなった。

### (2) 基本計画の位置付け及び策定経過

基本計画については、条例に基づく消費者政策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づけ、策定にあたっては、市民意見を反映するため八王子市消費生活審議会に「八王子市消費生活基本計画のあり方」を諮問し、その答申を踏まえ、2012（平成24）年3月に策定した（図表1）。

八王子市消費生活審議会は、学識経験者、市民委員、事業者のほか、地域で活動する団体の代表等が委員となっており、答申では、計画における重点施策や計画の期間、実施状況の検証、公表などについての考え方が示された。この答申を踏まえることで、市民や事業者、そして地域の実情を踏まえた計画とすることが可能となった。

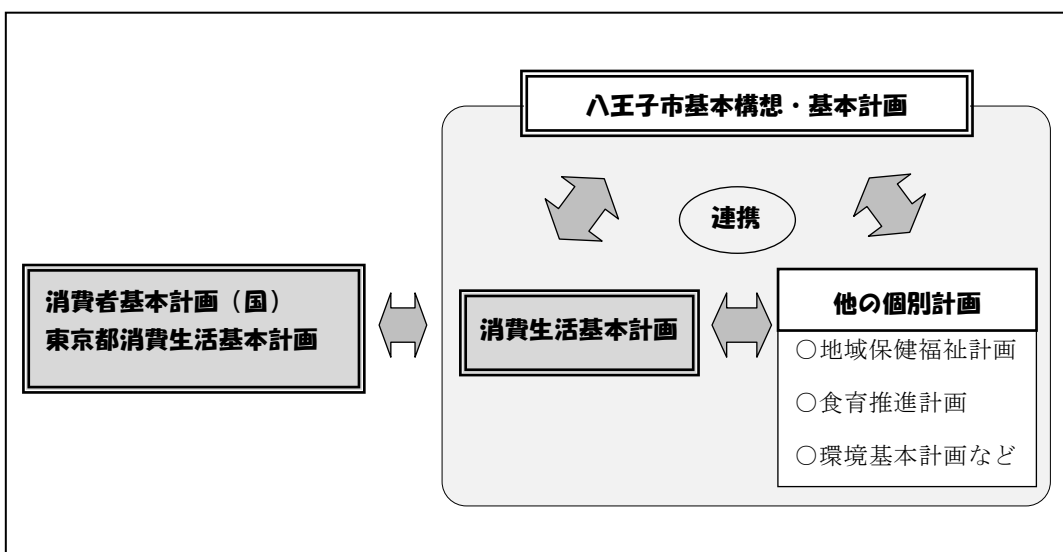
なお、2011（平成23）年3月には、文部科学省が「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を示し、消費者教育について、状況に応じた自主的かつ積極的な取り組みを実践することを提示しているほか、同年8月には障害者基本法が改正され、新たに「消費者としての障害者の保護」が明記されたことから、それらを踏まえて策定を行うように留意した。また、「八王子市基本構想・基本計画」はもちろんとし、「八王子市地域保健福祉計画」などの、本市が策定した他の個別計画、国の「消費者基本計画」、東京都の「東京都消費生活基本計画」とも整合性を図り、連携した取り組みを可能とすることで、庁内外のネットワーク構築を図った（図表2）。

なお、消費生活に関する基本計画を策定したのは、都内の区市町村では、本市が初めてである。これは、本市が消費者問題に対して積極的に向き合うという姿勢を示しているものでもある。

図表 1 基本計画策定の経過

平成 23 年 6 月 8 日	「八王子市消費生活基本計画のあり方について」審議会に諮問
平成 23 年 7 月 6 日	第 1 回審議会開催
～12 月 8 日	～第 4 回審議会開催
平成 23 年 12 月 26 日	「八王子市消費生活基本計画のあり方について」審議会から答申
平成 24 年 2 月 15 日	消費生活基本計画（素案）パブリックコメント実施
～3 月 14 日	3 名の市民から 27 件のご意見をいただいた。
	（計画全般 2 件・施策 18 件・執行体制 5 件・進行管理 2 件）

図表 2 八王子市における消費生活基本計画の位置づけ



出所：八王子市消費生活基本計画

### （3）基本計画の基本的な考え方

基本計画では、消費者を取り巻く社会状況や、国・東京都の消費者行政の動向、また本市におけるこれまでの取り組みを踏まえ、消費者の自立支援を基本に、市民が消費に関して不安を抱くことなく、安心して消費生活を送ることができるように、「安全・安心な消費生活」の実現を目指して取り組むこととし、以下の3つの柱を定め、本市の消費者施策に関わる総合的な計画とした。

#### ①安全・安心な消費生活の確保

安全・安心な消費生活を確保するためには、市による取り組みだけに留まらず、国や都をはじめとする多様な機関や、町会・自治会や民生・児童委員などの消費者に身近な地域の関係者が連携し、消費者を取り巻く様々な接点からの情報提供や啓発、商品の安全性の確保などを図る必要がある。そこで、市内のみならず、消費者と接点のある多様な機関や地域の関係者が連携したネットワークづくりを中心とした取り組みを実施する。

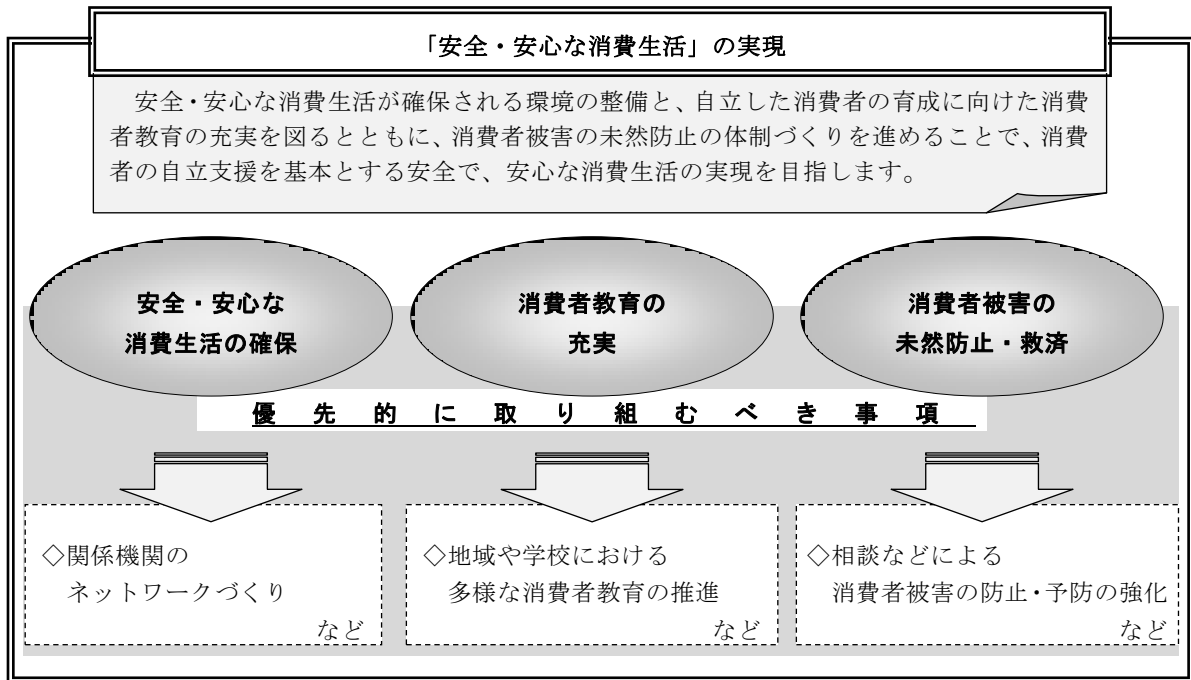
#### ②消費者教育の充実

消費者の自立支援のためには、子供から高齢者まで、幅広い年齢の市民に対し、多様な消費者教育の機会を提供することが必要となる。そのため、講座や各種の啓発イベントに加え、出前講座など多様な消費者教育の提供を実施し、『消費者教育の充実』を図る。

### ③消費者被害の未然防止・救済

消費者被害を未然に防止することが何よりも大切であることから、消費者被害に遭う前に、気軽に相談できる相談体制の充実を図る。また、情報提供の充実や消費者被害に遭う可能性の高い若者や高齢者に対する取り組み、被害に遭ってしまった後の迅速な被害回復に向けた取り組み、悪質な事業者に対する指導などを実施する。

図表3 基本計画の基本的な考え方（イメージ図）



出所：八王子市消費生活基本計画

#### （４）八王子市の消費者を取り巻く現状の分析

基本計画策定にあたって、それまでの5ヵ年の相談状況を分析し、分析結果を基本計画に記載するとともに、施策の方向性、重点課題に反映させた。主な分析結果は以下のとおりである。

##### ①相談件数について

2006（平成18）年度からの相談件数の推移をみると、年度により増減に差はあるものの、相談件数は2010（平成22）年度においては概ね減少している（図表4）。ただし、相談者1人あたりの相談時間は増えており、商品・サービスの取引形態が複雑化・多様化していることに伴い、1件の取引に対し関係する事業者が複数存在するなど、相談内容も複雑化していることが推測される。

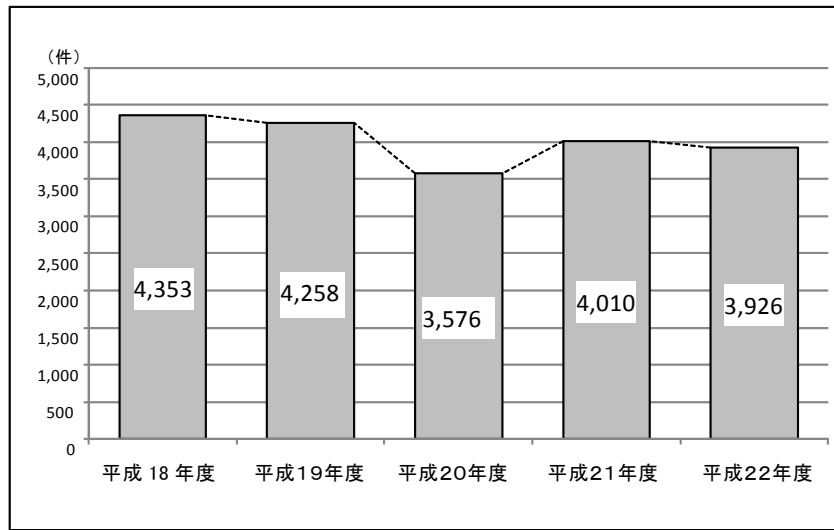
##### ②相談時の契約・申込の状況について

相談者の8割が契約・申込後に相談をしている。消費者被害の減少に向けては、消費者教育の推進により、契約・申込前に十分な情報収集を行い、分からないこと、不安なことなどについては事前に相談することの大切さを周知することが必要である。

##### ③相談者の基本属性について

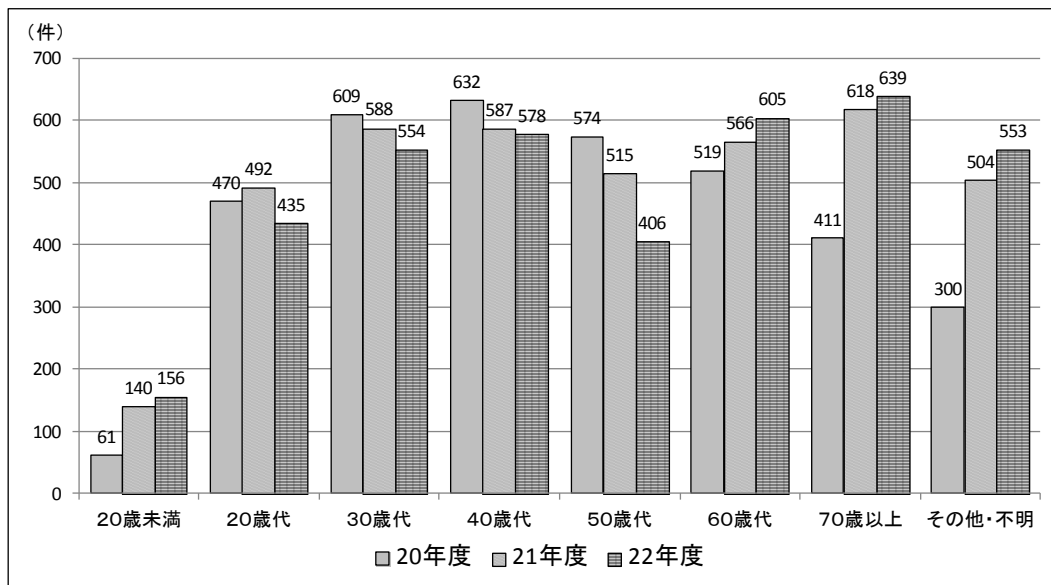
性別でみると、2009（平成21）年度以降は男性の相談件数が女性の相談件数を上回り、2010（平成22）年度には女性の相談が1,766件に対し、男性の相談が1,955件となっている。また、2006（平成18）年度の男性の相談は1,786件であり、男性の相談が増加傾向にある。また、年代でみると、20歳未満と60歳以上からの相談に増加傾向がみられる（図表5）。

図表4 相談件数の推移



出所：八王子市消費生活基本計画

図表5 相談件数の推移（年代別）



出所：八王子市消費生活基本計画

### (5) 重要課題と施策の体系

市民が消費に関して不安を抱くことなく、消費生活を安心して送ることができる「安全・安心な消費生活」の実現を図るため、消費者の自立支援を基本としつつ、先に述べた八王子市の現状分析を踏まえ、近年の消費者を取り巻く環境の急激な変化や、消費者を取り巻く状況、消費者行政において本市が取り組むべき内容を考慮し、次の3点を重要課題として位置づけた。

#### 重要課題1：安全・安心な消費生活の確保

市民が消費に関して不安を抱くことなく、消費生活を安心して送ることができるようにするためには、消費者を取り巻く多様な接点からの情報提供や啓発、商品やサービスの安全性確保、事業者に対する啓発などを通じ、安全・安心な消費生活が確保される環境を整備することが求められる。そのため、関係機関との連携を深めるとともに、地域の多様な機関、団体との連携

を強化し、地域で支え合うことができるネットワークづくりを進めることが必要である。

そこで、ネットワークの構築に向けた多様な機関、団体との連携の強化に加え、情報の共有化を図り、消費者の不安の解消、消費者トラブルの回避につながる有益な情報の提供を多様な機会を活用して実施することで、安全・安心な消費生活の確保へとつなげることとした。

### **重要課題 2：消費者教育の充実**

「安全・安心な消費生活」の実現には、一人ひとりの消費者が自ら考え主体的に行動できるようになることが重要であるため、消費者教育の充実を図ることが求められる。そのためには、できるだけ多くの市民が参加できるように、多様な教育の機会を提供することが必要であり、個々の対象者の特性にあった消費者教育への取り組みが必要である。

本市では、学生を中心とした若者や、高齢者の消費生活相談が多いことから、学校や地域、福祉関連機関等との連携により、若者と高齢者に配慮した効果的な消費者教育を図ることとした。また、小中学校における消費者教育プログラムの充実や、生涯学習講座における消費者教育の実施、高齢者や障害のある方の被害を防止するための啓発活動など、様々な対象に向けた消費者教育についても、積極的に取り組むこととした。

### **重要課題 3：消費者被害の未然防止・救済**

「安全・安心な消費生活」の実現には、被害の未然防止に取り組むことが重要である。また、消費者トラブルに遭った場合には、迅速に被害の回復に向けて支援することが求められる。そこで、市民が気軽に相談できるよう、様々な機会において相談への周知を図るとともに、警察や弁護士などの専門機関と連携することで相談体制の充実を図り、被害の未然防止に努める。また、被害に遭った場合に、適切かつ迅速な支援を行えるように取り組むことを定めた。

また、悪質な事業者に対しては、関係機関との連携のもと、事業者名の公表など厳格な指導を行うことについても、明記した。

## **4. 取り組みの効果**

条例の策定においては、消費者行政の実施体制やその向かうべき方向性を明確に示すことにより、体制の強化や取り組みの充実につながった。また、実効性のある条例を、という意識で取り組んだ結果、基本計画についても市がこれを策定しなければならないものとする義務規定という強い形で規定したことにより、基本計画の速やかな策定につなげることができた。

基本計画の策定においては、従来から庁内の各所管で取り組んでいた消費者行政に関係する事業を一覧化し計画の中で明記することで、関係所管に、自らの業務が消費者行政の一部分を担っている認識をもって業務にあたってもらえるようになった。また、一覧化することにより、他所管の事業も含め体系的に消費者行政の実施状況を確認することができるようになった。

さらに、毎年基本計画における事業の実施状況を各所管に照会し、評価・検証を行い、公表することとしているが、審議会からの意見を反映し、実施状況の確認の際には所管課にヒアリングを行うことで、消費者行政に対する意識づけの機会としている。また、基本計画を前提に関係所管との調整にあたることで、それらの所管との連携がしやすくなったという状況もある。

こうした条例や基本計画があることにより、市民の消費生活の向上のみならず、悪質な事業者への抑止効果にもつながることと期待している。

## **5. 今後の課題について**

基本計画には3つの重要課題を掲げているが、すべての課題に対して必要となる啓発等に、いかに行政分野を横断して取り組んでいくかが今後の課題である。また、高齢者をねらった悪質商法による被害が後を絶たない中、契約前もしくは、契約後であっても少なくともお金を払



う前に相談していただくよう周知に努め、悪質商法被害等の未然防止に取り組んでいくことは、緊急課題ととらえ力を入れているところである。

基本計画策定後、国は2012（平成24）年12月13日「消費者教育推進に関する法律」（以下、消費者教育推進法という。）を施行した。この法律の目的（第1条）は、消費者教育の総合的・一体的な推進、国民の消費生活の安定・向上に寄与することとしている。地方公共団体の責務（第5条）では、団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策を策定し、実施（消費生活センター、教育委員会その他の関係機関との連携の下で）することとしている。基本理念（第3条）では、消費者教育は、消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育成されることを旨として行わなければならないことや、消費者教育に関する体系的推進のプログラムを組み込み、幼児期から高齢期までの段階特性に配慮した方法で行わなければならないことなどがあげられている。

これは、まさに本市の基本計画で示した方向性と合致するものであり、そのことは本市の取り組みが国の動きに先んじていたことを示している。

基本計画の「重要課題2：消費者教育の充実」については、消費者教育推進法に添っていかに関係機関との連携を図りつつ、あらゆる世代に体系的に消費者教育を実施していくかが、今後の大きな課題となって行くだろう。

なお2013（平成25）年度においては、これまで培った各機関との関係性を踏まえ、東京都と連携し、児童館との連携事業・小学校への出前講座のモデル事業を進めている。また、高齢者福祉課と連携し、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）との連携事業も展開中である。これらの消費者教育推進法に基づいた事業も基本計画に反映させながら進めることが求められている。

## おわりに

2012（平成24）年4月1日から、地域主権戦略大綱（注4）に基づき「消費生活製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法」、「家庭用品品質表示法」の立入検査業務が都から市へ権限移譲され、消費生活センターが実施している。また、2015（平成27）年4月1日の中核市移行にむけては、計量法（注5）の業務も加わることになる。

今後、消費生活センターの機能がさらに広がっていく中においても、条例・基本計画が、消費者行政の目指すべきところや行うべきことを明確にし、市民の消費生活の安全安心を支える礎になればと考えている。

また、本稿で報告した取り組みは、社会情勢や国の動きを積極的に捉え、その中で基礎的自治体である市に何ができるのか、多摩のリーディングシティとして本市が何をすべきであるのかを前向きに考え、実施してきたものである。また、国が都道府県に設置した消費者行政活性化のための基金の活用についても、本市は積極的に手を挙げ、体制・取り組みの充実に努めてきた。このような取り組みの積み重ねが、都内屈指の消費者行政の展開へとつながっているのである。

中核市移行に伴い、本市には数多くの権限が移譲され、地域の実情にあったまちづくりが可能となる。この機会を、本市のあらゆる事業において、本市が担うべき役割を前向きに考えていくきっかけとすることで、都内唯一の中核市へと本市が移行する意義がより強いものとなると考えている。

## 注

- 1) JR 八王子駅北口から徒歩 4 分の位置（八王子市東町）に立地する、図書館、学習室、ホール、展示室などが設置された生涯学習施設である。
- 2) 本市では、祝休日、年末年始を除く毎週土曜日に電話・来所による、アフターフォローも含めた幅広い相談対応を実施している。都内他区・市における土・日曜日の相談実施状況は以下の通り。  
区部 港区・墨田区・世田谷区：毎週土曜日、電話相談のみ実施  
葛飾区：土曜日のうち月 1 回、電話相談のみ実施  
品川区：毎週土曜日の午後、電話相談のみ実施  
目黒区：毎週日曜日の午後、電話相談のみ実施  
市部 町田市：毎週土曜日、電話相談のみ実施  
多摩市：毎月第 1・3 土曜日、電話・来所相談ともに実施（第 1・3 木曜日は相談実施なし）
- 3) 都内他区・市における「消費生活条例」の制定状況は以下の通り（2013（平成 25）年 6 月現在）  
区部 目黒区、世田谷区、葛飾区  
市部 府中市、小金井市、国分寺市、清瀬市、東久留米市  
（府中市は「府中市民生活の安全確保に関する条例」に一部位置付け）
- 4) 地域主権改革の推進をめざし、基礎自治体への権限移譲や自治体の条例制定権の拡大などの措置を定めたもので、2010（平成 22）年 6 月 22 日に閣議決定された。
- 5) 計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とした法律であり、中核市への移行により特定計量器の定期検査などの権限が都から移譲される。

## 参考資料

- ・消費者庁リーフレット『消費者・生活者の利益を第一に考え、行動します』、2012 年

## 参考ホームページ

- ・消費者庁ホームページ  
<http://www.caa.go.jp/info/mission.html>（2014 年 2 月 5 日確認）  
[http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc07/houkoku\\_c/spc07-houkoku\\_c3-ref4.html](http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc07/houkoku_c/spc07-houkoku_c3-ref4.html)（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・港区ホームページ  
<http://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/shokokaikan/shohisha/01.html>（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・墨田区ホームページ  
[http://www.city.sumida.lg.jp/sisetu\\_info/syouhisya\\_recycle/syouhisyacenter/shouhisha\\_soudansitu.html](http://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/syouhisya_recycle/syouhisyacenter/shouhisha_soudansitu.html)（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・世田谷区ホームページ  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/114/271/275/d00005152.html>（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・葛飾区ホームページ  
<http://www.city.katsushika.lg.jp/29/121/001078.html>（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・品川区ホームページ  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000001000/hpg000000912.htm>（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・目黒区ホームページ  
[http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/jitensha\\_shohi/shohiseikatsu/sodan/index.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/jitensha_shohi/shohiseikatsu/sodan/index.html)（2014 年 2 月 5 日確認）
- ・町田市ホームページ  
[http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/shohi/shohi\\_soudan/index.html](http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/shohi/shohi_soudan/index.html)（2014 年 2 月

5日確認)

- ・多摩市ホームページ

<http://www.city.tama.lg.jp/soudan/004238.html> (2014年2月5日確認)

(ふくだ ひでゆき)